

仕様書(案)

1. 件名

台東区観光マナー啓発プロモーション業務委託

2. 概要

本業務は、台東区における「観光客の受入環境づくり」の一環として、本業務の企画・運営の業務を委託する。

3. 目的

台東区（以下「委託者」という。）は、国内外に向けてマナーを守って楽しく観光してもらうため、令和6年度に作成したスローガン「EDO IT!」（以下「スローガン」という。）を活用したマナー啓発事業を実施している。

本委託業務では、上記事業の一環として、訪区旅行者に対して文化の違いを知る機会を提供し、台東区での快適な旅の過ごし方を訴求することで、快適な観光ができ、観光客の満足度向上に繋げるものである。

また、観光客のマナーの向上により、区民の観光に対するイメージアップに繋げ、区民の観光客の受入好意への寄与に期待するものでもある。

「滞在前（旅マエ）向けのマナー啓発動画コンテンツの制作及びSNSによる発信」と「滞在中（旅ナカ）向けのマナー啓発キャンペーンの実施」における啓発プロモーションをとおして、台東区のマナー啓発活動である「EDO IT!」への理解・共感を深め、観光マナーの認知を図ることとする。

4. 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

5. 履行場所

委託者の指定する場所

6. 全体について

(1) 実施コンセプト

ア. 本事業の実施にあたっては、啓発スローガン「EDO IT!」におけるコンセプトである「現代の江戸を浮世絵で表現しながら、江戸らしくストレートに「DO IT!（やろう）」という呼びかけ」に基づき、ビジュアルに込められた楽しんでごみを持ち帰る観光客を「粋」に表現したメッセージを理解した上、事業の企画・実施にあたること。

- イ. 「令和6年度浅草地区持続可能な観光地づくり事業」「令和7年度台東区持続可能な観光地づくり事業」で作成したマナー啓発物品との連続性を意識し、委託者が制作した啓発ビジュアルを参考に企画すること。スローガン・ビジュアルデータは委託者より支給する。

(参考) 令和6年度浅草地区持続可能な観光地づくり事業

<https://www.city.taito.lg.jp/kugikai/kaigi/iinkai/tokubetsu/bunka/kakokeisaibun/060925bunkakanko.files/bunnka3.pdf>

令和7年度持続可能な観光地づくり事業

<https://www.city.taito.lg.jp/kugikai/kaigi/iinkai/tokubetsu/bunka/kakokeisaibun/070612bunkakanko.files/7-2-2.pdf>

令和8年度観光客の受入環境づくりの取組について

<https://www.city.taito.lg.jp/kugikai/kaigi/iinkai/tokubetsu/bunka/080224bunkakanko.files/8-1-3.pdf>

【令和6年度】令和6年11月26日公開 プレスリリース

<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/sanka/release/2024/press0611/26.html>

【令和7年度】令和7年9月25日公開 プレスリリース

<https://www.city.taito.lg.jp/kusei/sanka/release/press0709/25.html>

- ウ. 本事業のスローガンとして「EDO IT!」を使用すること。

(2) 実施体制

受託者は本事業を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- ア. 事業における実施体制を明確化し、体制管理を徹底すること。
- イ. 委託業務や提案事項について、円滑な調整・確認が行えるよう、契約締結後、速やかに運営体制を明記した実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。また履行にあたっては、進捗状況を綿密に委託者へ確認・報告すること。
- ウ. 事業完了後、速やかに報告書を作成し、委託者に提出すること。
- エ. 委託者が発信するプレスリリースや各種資料について、必要なデータや掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

(3) 業務進行スケジュール及びタスク管理

契約締結後、業務進行スケジュールを作成し、速やかに委託者へ提出すること。また、業務履行完了までの委託者・受託者の必要タスクを可視化し管理すること。

7. 委託内容

以下①～③とする。

		内容
①	【旅マエの観光マナー啓発】 動画コンテンツ制作及びSNSによる発信 動画完成：9月予定 SNS投稿：10～12月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の企画・運営 ・動画コンテンツの企画・制作(投稿タイトル・概要文・サムネイル作成含) ・公式SNSの発信(投稿文・サムネイル作成、投稿支援含)
②	【旅ナカの観光マナー啓発】 キャンペーンの企画・運営 開催時期：10～11月内予定	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンの企画・運営 ・特設ウェブサイトの企画制作・運営 ・参加者アンケートの企画・運営 ・参加者への景品物等の制作・引き渡し ・キャンペーンのプロモーション業務 ・その他(提案のうえ決定とする。)
③	報告書作成 提出：12～1月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施報告書の提出

8. 業務内容詳細①(動画コンテンツ制作及びSNSによる発信)

(1) 動画コンテンツ制作及びSNSによる発信の企画・運営

- ア. 動画制作は、啓発11項目(別紙「台東区観光マナーリーフレット」に掲載)に準じる。
- イ. 動画制作の企画を立案すること。
- ウ. 旅マエの観光マナーの認知向上に努め、公式SNSをとおして制作した動画を用いたリール動画等で啓発の発信を行うこと。
- エ. 実績について、「観光マナーの認知」を把握するため、指標(リーチ数、シェア数・保存数を含むエンゲージメント数・率[自分事化・浸透力]、再生数・再生時間[理解]等)、取得方法等を設定の上、実績測定を行い、各実施内容とともに結果を委託者に報告すること。

(2) 動画コンテンツの制作

ア. コンセプト

台東区での旅行の仕方や習慣・マナーについて、押しつけとならず、「マナーを守って楽しんで快適に旅行する」という気持ちを実践してもらいやすい工夫を取り入れ、マナー啓発動画を制作すること。日本の文化や慣習を知ることによってマナーを守って観光することが楽しいと思えるエンターテインメント性のある動画とする。

イ. テーマ

別紙「台東区観光マナーリーフレット」に掲載の各マナーについて、11本の啓発動画を制作し、5言語のテロップを挿入する。

	テーマ	字幕言語
1	ごみは持ち帰るかごみ箱に捨てましょう。	①日本語
2	通行のじゃまにならないようにしましょう。	②英語
3	外で食べ物を食べた手で商品に触らないようにしましょう。	③中国語（繁体字） ④中国語（簡体字）
4	居酒屋ではお通しが出される場合があります。	⑤韓国語
5	トイレトーパーは便器に流してください。	
6	飲食店にドリンクや食べ物を持ち込まないようにしましょう。	
7	たばこは喫煙所で吸いましょう。	
8	大きい荷物を持った移動に気をつけましょう。	
9	予約の時間は守りましょう。	
10	写真や動画を撮る際は周囲に配慮しましょう。	
11	夜間は静かに過ごしましょう。	

ウ. 共通事項

各動画は、台東区の観光マナー動画であることがわかるように工夫すること。

エ. 音声

- ・ナレーションまたはセリフを入れること。
- ・ナレーションの場合は、言語を英語とする。セリフの場合は、登場人物やキャラクターにそった言語とする。

オ. BGM・効果音

- ・著作権フリー音源を使用すること。または、オリジナル制作とする。

カ. 翻訳語の挿入

作成した動画は外国人観光客に向けて、翻訳字幕を日本語とともに英語・中国語（簡体字）・中国語（繁体字）・韓国語の5言語を全動画に挿入すること。

キ. 制作本数

上記イ.に記載のテーマ11本を各5言語のテロップ付きで制作し、ケ.仕様（フォーマットを参照）である①公式YouTube用と②公式SNS投稿用を制作する。

- ・対応言語 英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、日本語併記
 - ①公式YouTube用（横型） 11本
 - ②公式SNS（Facebook・Instagram）投稿用（縦型） 11本

ク. 出演者・撮影場所

出演者のキャスティング及び撮影ロケの交渉・調整等が必要な場合は、受託者にて行うこと。関係する費用は受託者の負担とする。出演者の使用権利については後述の「第13. 著作権について」に記載とする。

※区有施設での撮影については、「台東区フィルム・コミッション」の支援を可能とする。(https://filmcommissiontaito.lg.jp/location)

※区有施設以外での使用・撮影に係る費用は、受託者負担とする。

ケ. 仕様（フォーマット）

各配信方法に応じ、最適な動画サイズ・解像度・データ形式にて提案及び製作し、納品すること。

設置・配信先	動画尺・音声・サイズ (想定)	用途
① 公式 YouTube 投稿用 (横型)	・ 30 秒～1 分以内 ・ 音声あり ・ BGM あり ・ テロップ有り ・ 横動画 ・ アスペクト比 16:9 ・ 縦 1080×横 1920 以上	・ YouTube「台東区公式チャンネル」(想定) アップロード用 ・ 上記を台東区公式観光情報サイト「TAITO おでかけナビ」の“習慣とマナーページ”に埋め込み掲載
② 公式 SNS (Facebook・Instagram) 投稿用 (縦型)	・ 15 秒 ・ 音声あり ・ BGM あり ・ テロップ有り ・ 縦動画 ・ アスペクト比 9:16	観光課公式 Facebook/Instagram「spirit of Tokyo」投稿用リール動画

コ. 試写

必ず試写（初稿確認）を行い、受託者の承認を得たうえで納品すること。

サ. 動画完成日

令和8年9月（予定）

(3) 公式 SNS による発信

ア. ネイティブテキストによる投稿文の作成

- ・ 上記8（2）にて制作した動画を素材として、Facebook と Instagram のリール投稿をするための投稿文をネイティブテキストで作成すること。
- ・ Facebook と Instagram の投稿内容は、同じテキストを流用とする。
- ・ 作成対象言語：英語、中国語繁体字、韓国語

イ. サムネイルの作成

- ・ 検索一覧や投稿一覧に表示される際に、動画の内容がわかるよう作成し、投稿時に設定すること。

ウ. 作成本数

対象言語3言語に対して、各テーマ11投稿分の投稿テキストとして計33本の投稿文を作成すること。

エ. 校正

内容は事前に委託者と協議したうえで、日本語で投稿文及びサムネイルを提出すること。委託者の承認を得たうえで、ネイティブ言語にして納品とすること。

オ. 納品形式

Microsoft Excel形式にて、日本語とともに各言語テキストを納品とする。

カ. 投稿作業

上記ア～オにて制作・納品されたものを、契約期間内に受託者にて投稿作業を行う。別途SNSアカウント情報は委託者より提供する。

キ. 投稿対象アカウント

タイ語、インドネシア語、シンガポール語アカウントは英語にて投稿する。

公式アカウント	Facebook	Instagram
英語	Taito: Spirit of Tokyo https://www.facebook.com/taito.spiritoftokyo.en	@taitospiritoftokyo https://www.instagram.com/taitospiritoftokyo?igsh=MXI5am16bHlhN3c2bg==
中国語 (繁体字)	品味東京心風味 https://www.facebook.com/taito.spiritoftokyo.tc	@taitospiritoftokyo.tc https://www.instagram.com/taitospiritoftokyo.tc?igsh=emhOMGg3NHVxbnI1
韓国語	도쿄의 혼이 깃든 곳 https://www.facebook.com/taito.spiritoftokyo.kr	@taitospiritoftokyo.kr https://www.instagram.com/taitospiritoftokyo.tc?igsh=emhOMGg3NHVxbnI1
タイ語 ※英語投稿	ใต้หัวใจ แห่ง โตเกียว ประเทศไทย https://www.facebook.com/taito.spiritoftokyo.th	@taitospiritoftokyo.th https://www.instagram.com/taitospiritoftokyo.th?igsh=0HRyMmRwMXZscHZt
インドネシア語 ※英語投稿	Taito Jiwa Tokyo https://www.facebook.com/taito.spiritoftokyo.in	@taitospiritoftokyo.in https://www.instagram.com/taitospiritoftokyo.in?igsh=dXU3NmF4NWZocjJn
シンガポール語 ※英語投稿	Quận Taito - Linh hồn của Tokyo https://www.facebook.com/taito.spiritoftokyo.vn	@taitospiritoftokyo.vn https://www.instagram.com/taitospiritoftokyo.vn?igsh=eTEzaTkzMmd4ZWVw

ク. 投稿期間・回数

投稿用動画完成後から令和8年12月25日(金)までの期間内に、6アカウントから各11本(各11回)のリアル動画を投稿すること。

(4) YouTube公式アカウント投稿用テキスト等作成

ア. タイトル及び概要文、サムネイルの作成

公式アカウント投稿用に、各動画のタイトル及び概要文、サムネイルを作成すること。

イ. 校正

事前に校正を提出し、委託者の承認を得たうえで納品すること。

9. 業務内容詳細②（キャンペーンの実施）

（1）キャンペーンの企画・運営

- ア. 旅ナカの観光マナー認知のためのキャンペーンの企画・運営を実施すること。
- イ. 実績について、「観光マナーの認知」を把握するため、指標（アンケート回答数・属性、観光マナー認知割合、SNS シェア数等）、取得方法を設定の上、実績測定を行い、各プロモーションの実施内容とともに事業終了時に1回、結果を委託者に報告すること。

（2）キャンペーンの実施

訪区旅行者に旅ナカの観光マナーや文化・習慣の認知・理解を図るキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を企画・実施すること。

	内容
時期・回数・場所・ターゲット・参加人数	ア. 10月から11月までの間に1回以上実施すること。 イ. 実施期間 2週間～1ヶ月程度とすること。 ただし、見込み以上の好反響によるキャンペーンの早期終了については、委託者と協議のうえ決定とする。 ウ. 実施場所 台東区内（浅草文化観光センターを予定） エ. ターゲット 外国人観光客を主とし、国内観光客も可とする。 オ. アンケート数 500人以上（予定）
運営内容	実施にあたっては、以下のとおり運営すること。 ア. キャンペーン参加者がマナーや習慣に対する気付きを得ながら、同時にマナーを守って観光をすることが楽しいと思えるキャンペーンを実施すること。 イ. キャンペーン実施には以下を含めること。 （ア）キャンペーン参加者へのアンケート取得 ・ 台東区観光マナーにおける認知状況 ・ 区の受入環境整備事業への認知状況 （例 観光案内版、トイレ・喫煙所のわかりやすさ等） ・ その他、受入環境整備事業の今後に役立てる設問 （イ）キャンペーン参加者への景品プレゼント （ウ）キャンペーン事務局の運営 ウ. キャンペーン参加者への景品制作・引き渡し ・ 景品の制作 ・ 参加者への景品の引き渡し ・ 景品引き渡し場所の運営 エ. キャンペーンサイトの制作・運営 オ. キャンペーンのプロモーション業務

	<p>カ. その他 受託者の提案について、委託者と協議のうえ決定とする。</p>
運営全般	<p>ア. 本業務を円滑に履行するにあたり、キャンペーンの実施に必要な事務局設置及び運営スタッフ等を手配し、必要な期間、適切に運営・配置すること。また、参加者や協力事業者等からの質問、相談に対応すること。</p> <p>イ. 万が一、事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。なお、重要な案件については、発生した時点で直ちに委託者へ報告の上、対応方針について協議すること。</p> <p>ウ. キャンペーンの実施に際してスペース借用等に係る手続き及び費用について受託者の負担において行うこと。</p> <p>エ. 本業務の履行にあたり全ての関係者と適宜・適切な連絡、調整を行うこと。</p> <p>オ. キャンペーン実施に必要な備品等を手配すること。</p> <p>カ. 必要に応じて、イベント保険等への加入を適切に行うこと。</p> <p>キ. 委託内容詳細に係る費用は本委託費に含むものとする。</p>

(3) キャンペーン特設ウェブサイトの企画制作、運営

以下の仕様を満たした特設ウェブサイト（対象言語：日・英・中（繁体・簡体）・韓）の企画制作及び運営管理を行うこと。

設置ドメイン	<p>ア. 台東区公式観光情報サイト「TAITOおでかけナビ」上に設置する。(https://t-navi.city.taito.lg.jp/xx)</p> <p>イ. 完パケ納品として、当該サイト運営事業者と連携し、必要な対応をとること。</p> <p>ウ. 上記以外のドメインの場合は、委託者と協議のうえ決定とする。</p>
掲載内容	<p>ア. キャンペーンの概要を紹介する特設ウェブサイトを提案、制作すること。</p> <p>イ. キャンペーンに必要なコンテンツやアンケートの回答フォームの制作・管理を行うこと。</p>

デザイン・構成	<p>ア. キャンペーンを効果的にPRするとともに、参加にあたり必要な情報を分かりやすく発信する特設ウェブサイトとするための工夫を行うこと。</p> <p>イ. 効果的に写真や画像、イラスト、図などを盛り込み、ユーザビリティに配慮したデザインにすること。</p> <p>ウ. スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。</p>
その他	<p>ア. コンテンツ作成にあたり、関係者、各管理者等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認、テストページ確認依頼等を行うこと。</p> <p>イ. 特設ウェブサイトは、キャンペーン告知期間前までに開設すること。詳細は、別途委託者と協議の上で決定するのとする。</p> <p>ウ. 特設ウェブサイト公開後のコンテンツの追加、既存コンテンツの情報更新にも対応すること。</p> <p>エ. キャンペーンの終了については、一時的に終了告知を表示し、その後委託者と協議のうえ、契約日終了までにページを閉鎖とすること。</p>

(4) キャンペーンの景品物等の制作・引き渡し

本業務における制作物は以下となる。

景品デザイン	<p>ア. 「EDO IT!」のマナー啓発のキービジュアルまたはスローガンを活用したデザインにすること。</p> <p>イ. 条件を満たした参加者への景品の受け渡し方法について、ふさわしい方法を選定すること。</p>
景品仕様	<p>ア. 形態/サイズ/材質/厚さ/着色/印刷箇所/製造加工等は、提案の上、委託者と協議して決定する。</p> <p>イ. 数量/納品の梱包等について、提案の上、委託者と協議して決定する。</p> <p>ウ. 校正 校正2回、色校正1回程度</p> <p>エ. 納期 キャンペーン実施5営業日前までを目安とする。</p> <p>オ. 配送・納入 下記の配送先に納入すること。 ・景品引き渡し箇所 ・台東区観光課 等</p>

その他景品	<p>別途、委託者において支給が可能な以下の啓発物品の活用を可能とする。必要な部数については、<u>実施3ヶ月前までに決定</u>すること。</p> <p>【啓発物品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光マナーリーフレット ・ 持ち帰り用ごみ袋
-------	--

(5) キャンペーンのプロモーション業務

チラシの配布や交通広告、OOH広告など、キャンペーンの告知を効果的にPRすること。提案のうえ、委託者と協議し、詳細を決定とする。

(6) その他

地域事業者または区民が、当キャンペーンに協力参加できる手法を提案のうえ、委託者と協議し、詳細を決定とする。

10. 業務内容詳細③（報告書作成）

本委託業務完了後、速やかに提出すること。記載事項及び様式については委託者と協議のうえ、決定すること。

(1) 提出物

A4版カラーで、Microsoft PowerPoint または Word にて作成すること。

(2) 内容

- ・ 本事業実施報告書：実施内容の詳細報告とする。

(3) 提出期限

- ・ キャンペーン 令和8年12月25日（金）まで（予定）
- ・ SNS 令和9年1月15日（金）まで（予定）

(4) 提出先

台東区役所9階 観光課

11. 完了報告について

提出物の様式等については、下記に記載のとおりとする。

(1) 完了届

区指定の「完了届」を提出すること。

(2) 本事業実施報告書（上記第10.業務内容詳細③）

- ・ 各電子データ一式：電子媒体またはメール送付
- ・ 紙印刷：3部納品

(3) 制作物のデータ納品

- ・ PDFデータ及び編集可能なデータ（eps、ai等）形式の両データを、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で納品すること。

- ・ 動画は内容がわかるファイル名にして、一覧表を作成して添付すること。

(4) 納品日

動画データ 令和8年9月(予定)

本事業実施報告書

- ・ キャンペーン 令和8年12月25日(金)(予定)

- ・ SNS 令和9年1月15日(金)まで(予定)

(5) 提出先

台東区役所 観光課

(6) 全体予定スケジュール(参照)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
動画制作、SNS 発信	動画 完成	SNS 投稿発信			報告書 提出	
		YouTube・WEB 公開				
キャンペーン		キャンペーン実施可能期間		報告書 提出		

12. 支払い方法について

履行完了後、受託者からの請求に基づき一括払いにて支払うものとする。

13. 著作権について

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託における全ての成果物の著作権は全て区に帰属するものとする。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物」という。)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。
- (6) また、人物が出演する場合は、委託者にて「承諾書または同等のもの」を交し、契約後速やかに委託者へ共有すること。

14. 個人情報における特記事項

- (1) 別紙「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」及び「電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」に従い、個人情報の漏洩防止等、セキュリティには万全を期すこと。
- (2) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、区の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律施行条例の適用を受けるものとする。

15. 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

16. ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- ・できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明等の提示又は写真の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

17. 道路交通法等の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用を努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

18. その他

- (1) 受託者は本契約業務の実施に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により区に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 天災地変・法令、官公署の命令・指示、新型ウィルス・感染症・疫病等、その他の受託者の責に帰すべき事由によらず、本委託業務を委託期間内に実施することができない場合、受託者はその責任から免ぜられる。また、その場合の委託期間の延長、本業務委託料の変更等については、委託者と受託者で協議のうえ決定することとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ区の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託者は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (9) その他、本仕様書について記載がない事項及び疑義の生じた事項については委託者と協議のうえ決定するものとする。

19. 担当

台東区 文化産業観光部 観光課 受入環境整備担当

電話 03-5246-1447

FAX 03-5246-1515

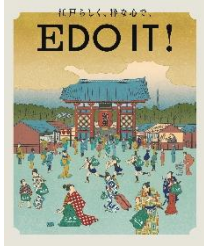
台東区観光マナーリーフレット掲載 啓発11項目

https://t-navi.city.taito.lg.jp/storage/pamphlet_pdf/20250922140706_リーフレット.pdf



キービジュアル・スローガン

江戸らしく、粋な心で、
EDO IT!



台東区では、浅草地区の地域住民や事業者と協働し、観光客の満足だけでなく、区民の生活に調和したまちづくりによる、持続可能な観光地の実現を目指しています。

『EDO IT!』をスローガンに、江戸らしくストレートに「DO IT! (やろう)」という呼びかけの意味を込め、江戸の浅草地区を浮世絵タッチで表現したビジュアルとともに啓発活動を推進しています。観光マナーを知ること・守ることを「良きおこない」として楽しんでいただけるよう取り組んでいます。